

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																			
<p>第3章 協定の締結手続き等</p> <p>第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き (光回線設備の回線調整等工事)</p> <p>第37条の4 当社は、第37条(その他の工事の請求)第1項の規定に基づき、光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この条において同じとします。)の回線調整等工事の請求を承諾したときは、協定事業者から指定のあった光回線設備の回線調整等工事を行います。この場合において、当社は光回線設備の回線調整等工事の実施により一定の伝送速度による通信を可能とすることを保証しないものとします。</p>		<p>第3章 協定の締結手続き等</p> <p>第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き (光回線設備の回線調整等工事)</p> <p>第37条の4 当社は、第37条(その他の工事の請求)第1項の規定に基づき、光回線設備(光信号局内伝送路及び特定光信号端末回線を含みます。以下この条において同じとします。)の回線調整等工事の請求を承諾したときは、協定事業者から指定のあった光回線設備の回線調整等工事を行います。この場合において、当社は光回線設備の回線調整等工事の実施により一定の伝送速度による通信を可能とすることを保証しないものとします。</p>																			
<p>料金表</p> <p>第2表 工事費及び手続き費</p> <p>第1 工事費</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 2-1以外の工事費</p>		<p>料金表</p> <p>第2表 工事費及び手続き費</p> <p>第1 工事費</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 2-1以外の工事費</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>(7)光回線設備調整等工事費</td> <td>光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)の回線調整等に係る工事に要する費用</td> <td>1工事ごとに</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	備 考	(1)～(6) (略)	_____	_____	(7)光回線設備調整等工事費	光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)の回線調整等に係る工事に要する費用	1工事ごとに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>(7)光回線設備調整等工事費</td> <td>光回線設備(光信号局内伝送路及び特定光信号端末回線を含みます。)の回線調整等に係る工事に要する費用</td> <td>1工事ごとに</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	備 考	(1)～(6) (略)	_____	_____	(7)光回線設備調整等工事費	光回線設備(光信号局内伝送路及び特定光信号端末回線を含みます。)の回線調整等に係る工事に要する費用	1工事ごとに
区 分	単 位	備 考																			
(1)～(6) (略)	_____	_____																			
(7)光回線設備調整等工事費	光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)の回線調整等に係る工事に要する費用	1工事ごとに																			
区 分	単 位	備 考																			
(1)～(6) (略)	_____	_____																			
(7)光回線設備調整等工事費	光回線設備(光信号局内伝送路及び特定光信号端末回線を含みます。)の回線調整等に係る工事に要する費用	1工事ごとに																			
<p>附 則 (令和5年7月31日相制第155500000026号)</p> <p>この改正規定は、令和5年8月9日から実施します。</p>																					